第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月１日
担　当　課	商工振興課

契約業者名・住所	松戸商工会議所・松戸市松戸１８７９番地の１
工事等の名称	令和８年度中小企業専門家相談業務委託
工事等の場所	松戸市指定の場所
種　別	委託
工事等期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
契約金額	2,017,620 円
工事等の概要	中小企業専門家相談業務委託
随意契約の理由	本事業は、市内で事業を行う中小企業及び市内での創業を予定するものが抱える経営管理等（税務・法務・特許等）の専門性の高い相談に対応し、課題解決に向けて支援することにより、中小企業及び創業希望者の自主的な努力を助長し、中小企業の振興ならびに創業実現に寄与することを目的としております。 松戸商工会議所は、国・県・民間団体に限らず、市内外に多くの中小企業支援ネットワークを保有しており、中小企業関連の情報が集中する場であります。それらを活用して、相談者に対して幅広い支援策の提供が可能であることから、本業務を遂行するに最良と思慮されるため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づく随意契約とするものです。